

帯広慈恩の里
高齢者虐待防止のための指針

承認年月日	作成者	承認者

1. 施設における高齢者虐待防止に関する基本的な考え

当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努めます

また、全ての職員は当法人が定めた虐待防止行動宣言及び本指針を遵守して、より良いケアを目指します。

(1) 虐待の定義

区分	内容
1. 身体的虐待	利用者の身体に外傷を生じ、または生じる恐れのある某国を加えること。または正当の理由なく身体を拘束すること。
2. 心理的虐待	利用者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、その他著しい心理的な外傷を与える言動を行うこと。
3. ネグレクト	意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境、身体・精神状態を悪化させること。
4. 性的虐待	利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。
5. 経済的虐待	利用者の同意なしに財産や金銭を使用すること、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

(2) 虐待防止宣言

- 一、役員・管理者は、虐待・権利侵害の根絶に率先して取り組み、その姿勢を職員に示します。
- 一、役職員（役員・職員）は、互いに不適切なサービスが起こらないように確認しあい、より質の高い福祉サービスを提供する職場風土を築きます。
- 一、福祉従事者の倫理観・専門性の更なる向上に取り組むとともに、役職員（役員・職員）が責任と誇りを持って働くことができる職場づくりを進めます。
- 一、第三者評価の受審や苦情解決・第三者委員会の設置など外部の人々が介入する仕組みを積極的に導入するとともに、ボランティアの参画など地域に開かれた施設・事業所運営を推進します。
- 一、不適切サービス等が発生した際に、迅速な行政への報告や利用者・家族への対応、改善・是正に向けた取り組みなど、迅速かつ適切に対応するための体制を構築します。

令和5年4月1日

社会福祉法人真宗協会

2. 高齢者虐待防止委員会の設置

- (1) 虐待防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に高齢者虐待防止委員会を設置します。尚、リスクマネジメント委員会との関連性が高く、リスクマネジメント・高齢者虐待防止委員会（以下委員会）の複合委員会とする。
- (2) 委員会は概ね月1回開催する。
- (3) 委員会の委員長は安全対策担当者が担う。
- (4) 委員会の委員は管理者、介護職、看護師、介護支援専門員等で構成する。
- (5) 委員会は主に以下の内容について協議する。
 - ①高齢者虐待防止のための指針の整備に関すること
 - ②高齢者虐待防止のための職員研修に関すること。
 - ③高齢者虐待防止等について、職員が相談・報告できる体制の整備に関すること。
 - ④提供する介護サービスの点検及び虐待に繋がりにかねない不適切ケアの改善によるケアの質を高めるための取り組みに関すること
 - ⑤認知症ケア等に対する理解を深める研修、無資格者の研修計画（認知症介護基礎研修）を策定すること。
 - ⑥職員が虐待を把握した場合に市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
 - ⑦虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発防止策に関すること
 - ⑧再発防止策を講じた際に、その効果について評価に関すること

3. 高齢者虐待防止のための職員研修に関すること

- (1) 職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修内容は基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発し、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止する内容とする。
- (2) 研修の開催は年2回以上行うこととする。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を行う。
- (3) 無資格の職員は認知症介護基礎研修の受講を義務づける。
- (4) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存する。

4. 虐待またはその疑いが発生した場合の対応方法に関すること

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村（保険者）に報告するとともに、その要因の除去に努めること。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何に問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

5. 虐待が発生した場合の相談、報告体制に関すること

- (1) 利用者、利用者の家族、職員等からの虐待の通報を受けた場合は、本方針に従って対応する。

- (2) 施設内で虐待が疑われる場合は、施設長に報告し、速やかな解決につなげるように努める。
 - (3) 施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
 - (4) 施設内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに必要に応じて関係機関に通報する。
 - (5) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告する。
 - (6) 虐待が発生した場合の対応については、『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）』を参考に、対応する。
6. 成年後見制度の利用支援に関する事項
利用者または家族に対して、利用可能な権利擁護事業等について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行う。
 7. 虐待等に係る苦情解決方法に関すること
 - (1) 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は寄せられた内容について苦情解決対応責任者（施設長）に報告する。
 - (2) 苦情解決の流れは、利用者苦情解決規程に基づき対応する。
 8. 利用者、家族等に対する指針の閲覧について
本指針は施設内に掲示するとともにホームページにも掲載し、利用者、家族等がいつでも閲覧できるように公開する。
 9. その他虐待防止の推進について
権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう常に研鑽を図る。